

身体的拘束の実施割合

当院では、患者さんの人権を尊重し、日常生活のケアの充実と身体的拘束を行わないリハビリテーション・ケアを基本としています。やむを得ず身体的拘束が必要な場合には、その必要性を多職種で十分に検討し、ご家族への説明と同意を得たうえで、最小限の実施と早期解除に向けた取り組みを行います。

当院での身体的拘束は、厚生労働省が定める基準内で、ミトン・介護衣・車椅子抑制帯を使用した行動の制限を対象としています。

また、多職種が連携して身体的拘束の最小化に継続的に取り組み、安心・安全な療養環境の提供に努めています。

対象期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 まで

計算方法 身体的拘束の実施割合 = $\frac{\text{分母のうち、身体拘束を実施した日数の総和}}{\text{直近 3 ヶ月の入院算定日数の総和}}$

入院算定日数の総和	分母のうち、身体的拘束を実施した日数の総和	身体的拘束の実施率
11,642	1,038	8.9%